

事務中級 第14分野 社会保険指導監査・精神病院実地指導・立ち入り検査

指導(社会保険)

社会保健医療の公共的性格から保険医療の内容・取り扱い、診療報酬の請求などについて、一定のルールが定められており、保険診療の質的向上及び適正化を図り、制度の円滑な運用を担保するため、医療担当者に対する行政などの適切な指導と監督が行われている。このため、健康保険法第43条の7により、保健医療機関および保険医は、厚生労働大臣(原則的には地方社会保険事務局長に委任)の指導を受けることになっています。

集団指導(社会保険)

指導講習会(地域別に実施されることが多い)の形で、保健医療の公共性、医学の進歩に応じた新しい診断、治療、調剤などの方法、診療報酬の算定方法及び請求事務などについて講演、説明、懇談が行われます。

解説

集団的個別指導(社会保険)

指導対象となる保健医療機関などを一定の場所に集めて、個別に簡便な面接懇談方式により行われます。

個別指導(社会保険)

個々の医療担当者を対象に診療録、請求明細書などの書類を通じて個々の診療報酬の請求事務等につき、指示する方法で実施されます。

監査(社会保険)

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは療養の給付に対し保健医療機関に対し報告又は診療録その他の帳簿書類の提出、提示を命じ、保険医療期間の開設者、管理者、保険医その他の従業者に対して、出頭を求め、質問又は検査を行うことができる。

監査の対象(社会保険)

- ・診療内容に不正又は不当があったことを疑うに足る理由があつて、監査を行う必要があると認められるもの。
- ・診療報酬の請求に不正又は不当があったことを疑うに足る理由があつて、監査を行う必要があると認められるもの。
- ・度重なる個別指導によっても診療内容または診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- ・正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

精神病院実地指導及び実地審査(精神保健及び精神障害者福祉に関する法)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法第38条の6第1項の規定に基づいて行われる。(1)実地指導内容①医療従事者の配置状況②患者収容状況③医療環境④精神保健指定医⑤指定病院・応急入院指定病院⑥作業療法⑦給食状況⑧患者清潔状況など⑨精神保健福祉法関係事務処理⑩診療報酬請求⑪入院患者の処遇状況⑫防火防災状況⑬預かり金管理状況⑭その他⑮行政指導の改善状況(2)実地審査-実地審査医師が入院中の患者様を診察し、その患者様の入院継続の要否について判断します。

立入検査の目的(医療法)

医療法第25条の規定に基づく立ち入り検査の目的と性格とは、医療法第25条第1項の「都道府県知事は、必要があると認めるときは、病院の開設者若しくは管理者に対し、必要な報国を命じ、又は当該職員に、病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させる事が出来る。立入り検査は、行政が、病院に対して立ち入り検査という行政権限を行使するものであり、直接的には医療法の規定を遵守させることにありますが、そのことにより医療内容の向上に資することを目的にしています。

|         |                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 例題<br>1 | 社会保険の指導はなぜ行われるか                                                                                                                                                      |
| 解答      | 保険診療の質的向上及び適正化を図り、制度の円滑な運用を担保するため、医療担当者に対する行政などの適切な指導と監督が行われている。                                                                                                     |
| 例題<br>2 | 社会保険の指導の種類をのべよ                                                                                                                                                       |
| 解答      | 集団指導→集団的個別指導→個別指導                                                                                                                                                    |
| 例題<br>3 | 社会保険における監査とは                                                                                                                                                         |
| 解答      | 厚生労働大臣は、必要があると認めたときは療養の給付に対し保健医療機関に対し報告又は診療録その他の帳簿書類の提出、提示を命じ、保険医療期間の開設者、管理者、保険医その他の従業者に対して、出頭を求め、質問又は検査を行うことが出来る。                                                   |
| 例題<br>4 | 監査の対象となる保健医療機関とは                                                                                                                                                     |
| 解答      | ・診療内容に不正又は不当があったことを疑うに足る理由があつて、監査を行う必要があると認められるもの。・診療報酬の請求に不正又は不当があったことを疑うに足る理由があつて、監査を行う必要があると認められるもの。・度重なる個別指導によつても診療内容または診療報酬の請求に改善が見られないとき。・正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。 |
| 例題<br>5 | 精神病院実地指導及び実地審査はどのような根拠と視点をもつて行われるか                                                                                                                                   |
| 解答      | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法に基づいて行われ、入院患者の精神化病院内での処遇・治療状況などを行政が、当該病院を訪問し実施される。                                                                                                 |
| 例題<br>6 | 立入り検査の根拠となる法律は何という法律か                                                                                                                                                |
| 解答      | 医療法第25条の規定に基づく                                                                                                                                                       |